

27日獣発第196号
平成27年10月9日

各地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための
処遇改善対策について**

このことについて、別添のとおり、各都道府県家畜衛生職員会支部長宛てに事務連絡を、各都道府県知事宛てに要請書を送付しましたので、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

また、貴会におかれても、公務員獣医師の処遇改善等について引き続きご尽力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 9 日

各都道府県家畜衛生職員会支部長宛て

公益社団法人 日本獣医師会

専務理事 境 政 人

**都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための
処遇改善対策について**

このたび、平成 27 年 9 月 24 日付け 27 全家衛職第 16 号をもって、全国家畜衛生職員会から要請があった標記の件について、各都道府県知事宛ての要請書を別添しますので、対応方よろしくをお願いします。

平成 27 年 10 月 9 日

都道府県知事 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫

都道府県勤務獣医師（公務員獣医師）人材確保のための 処遇改善対策について

近年、経済活動のグローバル化、国民生活の高度化・多様化の進展等に伴い、各就業分野で活動する公務員獣医師の果たすべき役割は、一層広範かつ高度なものとなっています。

家畜衛生分野においては、一昨年に再発した豚流行性下痢(PED)の全国的な大発生への防疫対応のほか、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザをはじめとする重篤な家畜伝染病が周辺諸国で蔓延しており、常時嚴重なる侵入・再発防止策を講じる必要があります。

公衆衛生分野においては、食品の安全性確保に対する国民の要請が高まる中、家畜衛生分野とも密接に連携したフードチェーン全般にわたる細菌性食中毒予防を含む食品衛生対策の強化が求められています。

また、昨年夏に国内感染症例が相次いだデング熱、西アフリカで大流行しているエボラ出血熱、半世紀以上も清浄国であった台湾における野生動物を中心とした狂犬病等、人と動物の共通感染症についても医師と密接に連携した確実な侵入防止対策等が喫緊の課題となっています。

さらに、平成 25 年度に「動物愛護管理法の一部を改正する法律」が施行され、動物の終生飼養の責務、動物取扱業者に係る規制の強化、動物虐待等の通報義務等への業務対応等が求められています。また、東日本大震災を契機に各自治体で作成された防災マニュアルにおいて、家庭動物の同行避難についても明記されています。

このように、公務員獣医師に対しては、広範な就業分野において高度な専門知識と技術に基づく迅速かつ的確な行政対応が求められています。また、口蹄疫終息後に改正された家畜伝染病予防法においても、都道府県知事は「獣医師を職員として採用し、法に規定する事務を行うために必要な家畜防疫員を確保するよう務めなければならない」と規定されています。しかしながら、公務員獣医師の処遇と労働環境の改善はなお不十分であり、そ

のことが多くの都道府県で公務員獣医師が不足している状況を招いています。

公務員獣医師不足の最大の要因は、医師・歯科医師と同様に6年間の獣医学教育課程を修めた高度専門技術職であるにもかかわらず、長年にわたり放置されてきた処遇改善の不備にあります。このため、都道府県の家畜衛生職域に在籍する公務員獣医師により組織されている家畜衛生職員会からも、別紙写しのとおり都道府県における獣医師職員の人材確保のための処遇改善について要請を受けたところです。

つきましては、貴県（都道府）におかれましては、公務員獣医師の処遇等について医師等に見合った改善が早急に行われますよう、強く要請いたします。

27 全家衛職第16号
平成27年9月24日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 様

全国家畜衛生職員会
会長 鎌田 健義

都道府県知事への処遇改善要請に対するご支援について（依頼）

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。また、本年9月1日付けで各地方獣医師会長へ「公務員獣医師の処遇改善に係る要請活動について」を発出していただき、各地方獣医師会による処遇改善支援が進んでいることに深謝しています。

わが国の家畜衛生対策は農林水産省と都道府県が一体となった家畜防疫システムにより実施されており、都道府県の家畜衛生関係獣医師職員は、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病の監視対応に加え、安全・安心な畜産物の安定的供給を確保するための重大な使命を全うし社会から大きな評価を得ています。

しかし、現状においてはその評価と職員に対する処遇に大きな隔たりがあると云わざるを得ません。

今後、こうした情勢に対応しつつ、家畜衛生施策の円滑・適切な遂行を図るうえで、適正な人員の確保と配置及び勤務条件の整備に関する予算の拡充並びに家畜衛生教育の充実が不可欠であります。このことから都道府県知事への要請に対し、貴団体の傘下にあります都道府県・市獣医師会長に別紙写しのとおり、当会都道府県支部長を通じてご支援の要請をいたしております。

つきましては、かかる要請内容の実現が図られますよう、貴職の特段なるご高配とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

27全家衛職第15号
平成27年9月18日

〇〇獣医師会長殿

全国家畜衛生職員会
会長 鎌田 健義

家畜衛生関係獣医師職員の人員確保と処遇の改善
および施設整備予算の拡充等について（要請）

時下、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は全国家畜衛生職員会の業務に対し格別なご支援・ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、わが国の畜産業は集約的な大規模経営がすすむ中、家畜衛生分野において家畜伝染病の発生に対する防疫体制強化が求められており、平成23年度に防疫体制強化を主眼においた家畜伝染病予防法の改正では、都道府県知事は「獣医師を職員として採用し、法に規定する事務を行うために必要な家畜防疫員を確保するよう努めなければならない」との規定が盛り込まれています。

しかしながら、家畜保健衛生所獣医師職員の処遇改善や労働環境の整備がすすんでいないこともあり、多くの都道府県では獣医師の採用に苦慮しているところでもあります。

つきましては、このような情勢を踏まえ、都道府県に勤務する家畜衛生に携わる獣医師職員の処遇改善等に向け、特段のご高配とご尽力を賜り、別添要請書の内容の実現が図られますようお願い申し上げます。



要 請 書

わが国の家畜衛生対策は、安心・安全な畜産物の安定的供給等を目的に、家畜伝染病予防法及び家畜保健衛生所法などに基づいて行われてきました。

近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病が近隣諸国において継続的に発生し警戒されているなかで、平成26年度は高病原性鳥インフルエンザが5県で発生しましたが、発生農場のみで続発はなく清浄化され、その的確かつ迅速な防疫対応は高く評価されています。このように危機管理体制の構築はもとより、安心・安全な畜産物の安定的供給を確保するため、農場から食卓までの衛生管理の徹底に家畜保健衛生所獣医師職員の役割が不可欠となっています。また、平成25年10月から全国的に発生が見られた豚流行性下痢は、平成26年9月以降「豚流行性下痢（PED）防疫マニュアル」による対応を行うことで拡大防止に努めているところです。

平成22年度に農林水産省は、平成32年度を目標年度とする新たな「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」を公表し、それに基づき、都道府県では地域実情に応じた獣医療提供体制整備計画の策定がなされています。また、平成23年度に防疫体制強化を主眼においた家畜伝染病予防法の改正では、都道府県知事は「獣医師を職員として採用し、法に規定する事務を行うために必要な家畜防疫員を確保するよう努めなければならない」との規定が盛り込まれています。

このような情勢のなか、ますます複雑多様化する疾病に対して高度な技術による的確な診断を行う家畜保健衛生所獣医師職員は、生産現場との接点に位置しており、畜産振興を図る上でまさに礎となって地域の家畜衛生を支えているといっても過言ではありません。

しかし、これだけの重責を担っているにもかかわらず、家畜保健衛生所獣医師職員の処遇とその労働環境の改善は遅々として進まず、多くの都道府県では家畜衛生を担当する獣医師が不足し、員数の確保・補充に苦慮しています。このことをうけ、昨年7月には全国都道府県議会議長会で公務員獣医師の処遇改善について決議され、農林水産大臣へも要望されているところです。

つきましては、国内の畜産業の発展と特定家畜伝染病に対する危機管理のため、都道府県に勤務する家畜保健衛生所獣医師職員の処遇と労働環境の改善について、下記の事項にご尽力を賜りますようお願いいたします。

記

1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇の改善

「給料調整額の確保」・「初任給調整手当の新設並びに増額」

2 家畜伝染病や人獣共通感染症関連業務に的確に対応できる組織力の強化と人員の確保

「獣医師職員確保の速やかな対応と代替職員確保のための施策の充実」

3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備及び保守管理・計画的更新への予算的措置の拡充

平成27年9月18日

全国家畜衛生職員会



要 請 書

わが国の家畜衛生対策は、安心・安全な畜産物の安定的供給等を目的に、家畜伝染病予防法及び家畜保健衛生所法などに基づいて行われてきました。

近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病が近隣諸国において継続的に発生し警戒されているなかで、平成26年度は高病原性鳥インフルエンザが5県で発生しましたが、発生農場のみで続発はなく清浄化され、その的確かつ迅速な防疫対応は高く評価されています。このように危機管理体制の構築はもとより、安心・安全な畜産物の安定的供給を確保するため、農場から食卓までの衛生管理の徹底に家畜保健衛生所獣医師職員の役割が不可欠となっています。また、平成25年10月から全国的に発生が見られた豚流行性下痢は、平成26年9月以降「豚流行性下痢(PED)防疫マニュアル」による対応を行うことで拡大防止に努めているところです。

平成22年度に農林水産省は、平成32年度を目標年度とする新たな「獣医療を提供する体制整備を図るための基本方針」を公表し、それに基づき、都道府県では地域実情に応じた獣医療提供体制整備計画の策定がなされています。また、平成23年度に防疫体制強化を主眼においた家畜伝染病予防法の改正では、都道府県知事は「獣医師を職員として採用し、法に規定する事務を行うために必要な家畜防疫員を確保するよう努めなければならない」との規定が盛り込まれています。

このような情勢のなか、ますます複雑多様化する疾病に対して高度な技術による的確な診断を行う家畜保健衛生所獣医師職員は、生産現場との接点に位置しており、畜産振興を図る上でまさに礎となって地域の家畜衛生を支えているといっても過言ではありません。

しかし、これだけの重責を担っているにもかかわらず、家畜保健衛生所獣医師職員の処遇とその労働環境の改善は遅々として進まず、多くの都道府県では家畜衛生を担当する獣医師が不足し、員数の確保・補充に苦慮しています。このことをうけ、昨年7月には全国都道府県議会議長会で公務員獣医師の処遇改善について決議され、農林水産大臣へも要望されているところです。

つきましては、国内の畜産業の発展と特定家畜伝染病に対する危機管理のため、都道府県に勤務する家畜保健衛生所獣医師職員の処遇と労働環境の改善について、下記の事項にご尽力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇の改善
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症関連業務に的確に対応できる組織力の強化と人員の確保
- 3 バイオハザードに配慮した施設・機器整備及び保守管理・計画的更新への予算的措置の
拡充

平成27年9月18日

全国家畜衛生職員会